

DCJUSTサービス約款

本約款は、株式会社データコントロール(以下弊社といいます)が提供するDataControl Unique Security for Threats(DCJUST)(以下本サービスといいます)の内容を定めるものです。

本約款には、機器本体の保守約款は含まれておりません。本サービスの対象はFortinet製品となり、本サービスを利用する利用機器(以下対象機器といいます)の保守約款はFortinet社製品保守サービス契約約款に従うものとします。

第一条(適用)

本約款は、DCJUSTを利用されるお客様(以下利用者といいます)に対して提供されるサービス内容および条件を定めるものです。

第二条(サービスの定義)

2020年4月以降、弊社が対象サービスを付与して販売した対象機器に対して、弊社が通知したサービス情報に基づき脅威情報リストを受信し、機器設定上においてこれらのリストを利用したサービスを指します。

第三条(サービスの成立)

- 1) 本サービスは利用者が弊社から本サービスを含んだ対象機器の購入を申し込み、弊社がこれを受諾することにより成立します。
- 2) 弊社による承諾は、本サービスに関するユーザ情報、パスワード情報およびCA証明書の配布をもって行うものとします。
- 3) 弊社は利用者に対し、60日前に事前公開通知を行うことにより、本サービスの内容を変更できるものとします。

第四条(本サービスの提供内容)

本サービスは株式会社ラック(以下メーカーといいます)が提供する脅威情報リストを弊社が構築したクラウド基盤を経由し、対象機器へ提供するものとします。

第五条(サービス期間)

- 1) 本サービスは対象機器本体に付随して、その保守期間に基づいて提供されるものとします。

第六条(サービスの範囲)

- 1) 本サービスの利用者は、本サービス申込時の対象機器に対してのみ脅威情報リストの取得を行うことができます。
- 2) 利用者は、弊社がマニュアルなどで提示する手順に沿って本サービスを利用するものとします。
- 3) 弊社が配布した脅威情報リストにより通信障害が発生した場合、障害の一次切り分けは利用者側で行うものとします。
- 4) 弊社は、脅威情報リストを対象機器へ提供するまでをサービス範囲とします。本サービスを利用するために必要となるインターネット回線は、利用者が用意するものとします。
- 5) 本サービスを提供するクラウド基盤の運用、監視は弊社で実施するものとします。
- 6) 本サービスの保守および点検による計画は、可能な範囲において弊社より販売会社を通じて利用者へ通知するものとします。ただしサービス運営において、緊急を要すると弊社が認めた場合はこれに限らないものとします。
- 7) 本サービスにおけるシステム障害に関する情報は弊社より販売会社を通じて利用者へ開示するものとします。

第七条(本サービスの終了)

- 1) 弊社の都合により本サービスを終了とする場合、180日前までに書面又は電子媒体により利用者へ通知するものとし、その際でも弊社は代替措置の提案・提供の義務を負わないものとします。
- 2) 第九条 5) に列挙される不可抗力免責に起因するサービス終了に関しては、事前通知なく終了される場合があります。

第八条(対価)

本サービスの対価は、弊社または弊社が定める第三者により請求できるものとします。

第九条(免責事項)

- 1) 本サービスは、利用者の所有する機密情報や個人情報の保護、情報漏洩やその他すべての情報セキュリティに関する事件、事故の防止を保証するものではありません。
- 2) 弊社から提供する脅威情報リストを、サービス利用機器に適用したことにより、通信障害が発生した場合でも、弊社はその責任を負いません。例えば、正常な通信を異常な通信と判断し、通信ができなくなった場合など。また、脅威情報リストを適用したにも関わらず、ウイルスの侵入、脆弱性をつき攻撃を受ける等のセキュリティインシデントが発生した場合でも、弊社はその責任を負わないものとします。
- 3) 本サービスを利用するために利用者が用意したインターネット回線、及びクラウド基盤に到達するまでの通信経路に関しては、弊社は責任を負わないものとします。
- 4) 本サービスの利用停止などにより生じる、付随的または二次的、例外的な損害に対して弊社は責任を負わないものとします。
- 5) 弊社が保証する対象ハードウェアまたは対象OS以外での利用はサービス対象外とします。また将来において、ハードウェアやOSのメーカー仕様変更による機能制限が発生した場合も弊社は責任を負わないものとします。
- 6) 運用基盤上のサービス障害により発生する事象(配信停止も含む)について弊社は責任を負わないものとします。その他、運用基盤上で提示されている免責に準ずるものとします。
- 7) 本紙に明記されないサービス内容については、サービス対象外とします。
- 8) 日本国外での利用、または日本語以外の言語による利用はサービス対象外とします。
- 9) サービス約款に記載のある禁止事項、免責事項に該当する事象はサービス対象外とします。
- 10) 不可抗力免責に該当する事項、例えば地震、津波、洪水、戦争、暴動等、当事者の合理的な支配を超えて発生する事象に起因する事象に関しては、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- 11) 行政機関または地方自治体の緊急事態宣言等が発令された状況下でのサービス提供
- 12) その他、本サービスが提供する脅威情報リストに関する制限は提供元の提示する免責に準ずるものとします。

第十条(ユーザ情報の取り扱い)

弊社は本サービスを受けるためのユーザ情報、パスワード情報およびCA証明書を発行するものとします。利用者は受領したユーザ情報を自己の責任を持って管理するものとし、その不正使

用が行われた場合であっても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第十一条(禁止事項)

利用者は、本サービスの利用に際し、弊社およびメーカーの定める禁止事項またはそれらに類似する行為をおこなってはならないものとします。また、利用者が第三者に行わせることも同様とします。弊社はこれらに違反した際に発生する事柄に関しては一切の責任を負わないものとします。

第十二条(利用者の義務)

次の各号に定める事項に関して利用者が本通知を怠った場合、弊社は利用者に対して本サービスの提供を中止する場合があります。

- 1) 利用者は、住所変更、社名変更等、申請時の登録データに変更が生じた場合、変更の10営業日前までに弊社へ通知し、承認を得るものとします。
- 2) 利用者は、前項において担当者として明記された者に変更があった場合には、速やかに弊社に通知するものとします。

第十三条(解約)

- 1) 利用者は、弊社に重大な違反が認められない限り、本サービスを途中で解約することはできません。
- 2) 弊社は下記の条件に該当する場合、利用者に対して催告なしに本サービスの提供を解除できるものとします。
 1. 利用者が本約款の条項に違反し、文書による是正催告にも関わらず当該是正催告から30日以内に当該違反を是正しない場合
 2. 金融機関などによる利用者の指定した支払口座の利用の停止や、利用者に対する差押、仮差押、仮処分等、利用者の経済状態が悪化したと判断した場合
 3. 利用者について解散、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の債務者の救済に関する法令に基づく申し立てがなされた場合
 4. その他利用者としての義務を果たせないとDCLが判断した場合
- 3) 利用者が所有している本サービスの権利が、前項により解除され、その権利が失効したとしても、DCLは本サービス残存期間への清算金等の金銭の支払いを行わないものとします。
- 4) DCLは60日前の通知をもって本サービスを解除することができるものとします。この場合、DCLは利用者が所有している本サービスを受ける権利が残存している期間の割合に従って日割り計算した清算金を支払うものとします。

第十三条(サービスの保証)

本約款のもとで提供される本サービスについては、本約款およびその付随する書類に記載された内容に沿って弊社テクニカルサポートを通じて提供されることを保証します。

第十四条(権利の譲渡の禁止)

利用者は本約款上の地位および権利をいかなる理由があろうとも譲渡、貸与、することはできません。

第十五条(情報等の帰属および二次利用の禁止)

利用者は、本サービスで提供される脅威情報リストの情報は、すべてメーカーに帰属するものとし、営利・非営利に係わらず複製、販売、その他一切の二次利用を行うことはできません。

第十六条(機密保持)

弊社は、本サービスの有効期間内のみならず、サービス終了後も、本約款の履行に関して知り得た相手方の業務上の秘密および個人情報を第三者に漏洩しないものとします。ただし、弊社が本サービスのサポートを実施するにあたり、利用者から知り得た業務上の秘密および個人情報のうち、合理的な範囲について業務委託先または製品開発メーカーへ提供することがあります。弊社における個人情報の扱いは<https://www.datacontrol.co.jp/privacy/>に記載された内容に準じるものとします。

第十七条(通知)

本約款における通知は、書面または弊社が定める方法をもって行うものとします。

第十八条(改訂)

本約款は、その目的の範囲内で、変更の必要性、相当性を条件として、変更されることがあります。その際、弊社は変更内容をインターネットやその他適切な方法により、利用者へ周知するものとします。

第十九条(管轄、準拠法等)

- 1) 本約款によって提供される本サービスに関して弊社と利用者の間に係争が発生した場合は、利用者および弊社は、お互い信義誠実の原則に従って解決するように努力するものとします。
- 2) 前項の場合において、訴訟により解決する必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
- 3) 本約款は日本法に準拠し解釈されるものとします。